



● 介護保険広報シリーズ⑪ ●

第三者行為について

◆ 交通事故など(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

65歳以上の方が交通事故など(第三者行為)により要介護状態になったり、要介護状態が重度化して介護サービスを利用する場合には、介護給付を過失割合に応じて第三者(加害者)が負担する事が原則です。

そのため、町が介護給付を一時的に立て替えたあとで、加害者へ請求することとなります。

介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

※40歳以上65歳未満の方が、交通事故が原因で介護が必要となった場合は、介護保険サービスの利用はできません。

※求償予定について示談を締結した場合、求償できない場合があります。

● 手続きについて

第三者行為求償の対象となる場合には、下記の書類を揃えて黒潮町へ提出してください。

※すでに医療保険で求償している場合は、提出書類が省略できる場合もありますので事前にご相談ください。

1.第三者行為による介護給付届 2.確約書 3.念書 4.事故発生状況報告書 5.交通事故証明書

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116



知っていますか「ヤングケアラー」

一般的に、「本来、大人が担うと想定されているような家事や家族のお世話などを日常的に行っている子ども」とされています。過度な負担によって、学業や健康、将来の進路に影響が出ることなども心配されます。

- ・家族の代わりに、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている
- ・幼いきょうだいの世話をしている
- ・障がいや病気のある家族の世話や見守り、介助をしている
- ・アルコール、薬物、ギャンブル問題を抱える家族に対応している など

◆みんなでヤングケアラーを支える社会をめざして

家族のケアや大変さについて、子どもからは声を上げにくく、中には、他人に知られたくないと思っている子どももいるなど、課題が表面化しづらい問題です。そのため、周囲の大人が子どもの置かれている状況に気づき、必要な支援につなぐことが大切です。ヤングケアラーではないかと思われる、気になる子どもを見つけたときには、速やかに相談窓口までご連絡ください。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124



ふせごう! なくそう! 子ども虐待

11月は「児童虐待防止推進月間」です。みんなで、地域で、子どもたちの笑顔を守りましょう。

◆オレンジリボンキャンペーンについて

「子ども虐待の防止」の象徴としてのオレンジリボンを広め、「子ども虐待のない社会の実現」をめざす運動です。オレンジリボンのオレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しています。「私たち一人ひとりにできること」を考え、行動して、オレンジリボンの輪を広げていきましょう。

◆子ども虐待防止のためにあなたにできること

- ・子どもの心身の安全が守られていない、脅かされている可能性があるとしたら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ連絡してください。秘密は守られ、匿名での連絡も可能です。
- ・子育てに大変そうな人がいたら、優しく声をかけてあげてください。
- ・子育てに悩んでいる人は、抱え込まず気軽に子育て包括支援センター(☎43-2836)へご相談ください。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124